



ラッキーな年に産まれたよ〜♪



東久留米が大好き♡



今年も一生懸命頑張るぞ！



次の10年・20年に向けて頑張るぞ！



これからもずっとよろしくね♡

市制施行50周年記念 写真・メッセージ募集

みんなのアルバム&カウントダウン50

応募期間

令和2年 4月1日(水)～8月10日(月)

家族写真や、友人・同僚、大切な人と撮る写真、自撮り写真等に「50」(裏面参照)と一緒に写した「写真」と「一言メッセージ」を募集し、応募いただいた写真(メッセージを含む)を順次、市ホームページに掲載します。また、それを活用し、市制施行記念日(10月1日)に向けたカウントダウンを実施します。

延長しました!

※詳細は市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.higashikurume.lg.jp/>



市ホームページへ



市制施行50周年記念ロゴマーク

問い合わせ

応募・掲載に関すること：秘書広報課 TEL:042-470-7708 (直)

企画に関すること：企画調整課 TEL:042-470-7702 (直)

カメラやスマートフォンで写真を撮って、一言メッセージを添えて
必要事項を記載の上、メールで応募すると……

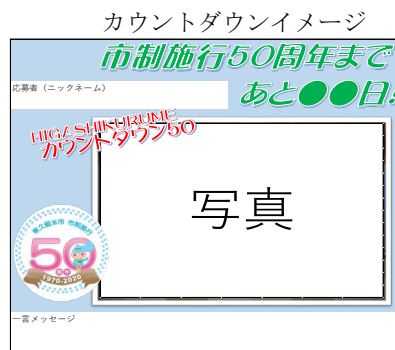


応募した写真と一言メッセージが
順次、市ホームページに掲載されます。

さらに、応募写真の中から抽選で選んだ**50枚**の写真（メッセージを含む。）を活用し、
市ホームページで市制施行記念日（10月1日）に向けた**カウントダウン**を行います。
カウントダウンは50日前（8月12日）から行います。

「50」を一緒に写した写真とは？

- ・両手で50を表現
 - ・50と書いた色紙を持つ
 - ・顔に50とペイント
 - ・背景に街中で見つけた50
 - ・人文字で作った50 など
- 簡単に撮れる写真から、一工夫凝らした写真



みんなのアルバム&カウントダウン50 募集要領（概要） （詳細は市ホームページをご覧ください）

【募集内容】

- ① 写真（JPEG 又は PNG、5 MB 程度、横位置（横長）のみ、合成写真不可）

「50」を一緒に写した「人物写真」

※写真に写っている方全員の承諾及び未成年の場合は保護者の承諾を得たもの。

- ② 一言メッセージ

50周年を迎えた東久留米市へ、将来の自分に向けた決意表明、大切な人へのメッセージ など 20字以内

【応募対象者】

市内に在住、在勤、在学の方や東久留米市にゆかりのある方

（個人、団体、学校のクラス、サークル、会社、家族及び友人グループなど）

【応募方法】

令和2年4月1日（水）から令和2年8月10日（月）までに、

メールの件名を「写真・メッセージの応募」とし、写真を**1枚**添付の上、

- ① 「一言メッセージ」
- ② 「応募者氏名（グループの場合は代表者の氏名）」
※未成年の場合は保護者の氏名も記載してください。
- ③ 「電話番号」
- ④ 「メールアドレス」
- ⑤ 「掲載する名前（ニックネーム）又はグループ名」



応募先メールアドレス

※記載がない場合は応募者氏名にて掲載させていただきます。

をメール本文に記載の上、50thcd@city.higashikurume.lg.jp までご応募ください。

【その他】

応募写真は、市制施行50周年の広報活動のために、市が今後制作する記念制作物において、そのテーマに沿った写真を使用させていただく場合があります。

【掲載対象外】

1. 宗教・営利を目的としたもの、政治目的（選挙運動を含む）としたもの、著作権や第三者の権利を侵害するもの、名誉・信用・プライバシーを毀損するもの、迷惑行為となるもの、差別的なもの、公序良俗に反するもの、その他法令違反となるもの、又はそのおそれがあると本市が判断するもの。
2. 募集対象外の写真、必須事項が記入されていないもの、指定したデータ形式やサイズ以外のもの、合成写真。
3. その他、掲載が適切でないとして市が判断したもの。

【注意事項】

- ・応募にあたっては、必ず市ホームページに掲載されている「みんなのアルバム&カウントダウン50 募集要領」をご確認の上、応募願います。応募された場合には、本募集要領に同意したものとみなし、未成年者の応募については保護者の同意があったものとして取り扱います。
- ・応募者は、応募写真が第三者のいかなる権利（プライバシー・肖像権・知的財産権を含む。）も侵害するものではないことを保証し、万一、第三者からの権利侵害・損害賠償請求等の訴訟・異議申立てがあった場合は、市は一切責任を負わず、応募者がその責任と費用負担で全て処理解決することとします。また、それにより市に損害が発生した場合は、その損害を応募者が補償するものとします。
- ・応募写真は、写真に写っている方全員の承諾及び未成年者の場合は保護者の承諾を得ているものとします。
- ・同一人物・同一グループと思われる方から同一と思われる写真の応募があった場合は、一番初めに応募があった写真を掲載させていただきます。
- ・応募いただいた写真の著作権は応募者に帰属しますが、市は、将来にわたり著作物の使用権を無償で有するものとします。